

くらしの 情報館

ホームページアドレス
<http://www.city.shirakawa.fukushima.jp/>
 ☎=問い合わせ先
 内=内線番号
 ◇本庁舎 八幡小路7-1 ☎21111
 ◇表郷庁舎 表郷金山字長者久保2 ☎21111
 ◇大信庁舎 大信増見字北田58 ☎462111
 ◇東庁舎 東釜子字殿田表50 ☎342111

募集

広報白河広告

平成23年度中に発行する「広報白河」(平成23年4月1日号)平成24年3月1日号)に掲載する広告を募集します。なお、広報紙の公共性を損なう恐れのある広告は掲載できません。

- 掲載料 掲載1回につき
 ▽1枠(縦42mm×横178mm) 2万4千円
 ▽半枠(縦42mm×横86mm) 1万2千円
- 受付開始日時 3月1日(火) 午前8時30分から ※規定

翠楽苑 市民入園無料券



本券一枚でお一人様限り

有効期間
 平成23年2月1日(火)から
 平成23年3月19日(土)まで
 (2月9日(水)、3月9日(水)・10日(木)は休園日です)

翠楽苑 市民入園無料券



本券一枚でお一人様限り

有効期間
 平成23年2月1日(火)から
 平成23年3月19日(土)まで
 (2月9日(水)、3月9日(水)・10日(木)は休園日です)

翠楽苑 市民入園無料券



本券一枚でお一人様限り

有効期間
 平成23年2月1日(火)から
 平成23年3月19日(土)まで
 (2月9日(水)、3月9日(水)・10日(木)は休園日です)

翠楽苑 市民入園無料券



本券一枚でお一人様限り

有効期間
 平成23年2月1日(火)から
 平成23年3月19日(土)まで
 (2月9日(水)、3月9日(水)・10日(木)は休園日です)

翠楽苑 市民入園無料券



本券一枚でお一人様限り

有効期間
 平成23年2月1日(火)から
 平成23年3月19日(土)まで
 (2月9日(水)、3月9日(水)・10日(木)は休園日です)

数になり次第締め切ります。
 ●申込方法 指定の申込書に
 広告の原稿を添えて、本庁舎
 秘書広報課(3階)へお申し
 込みください。
 なお、申込書は、本庁舎秘
 書広報課にあります。
 ●本庁舎秘書広報課 内2373

上34歳未満 ▽技能公募 18
 歳以上53〜55歳未満
 ●申込受付期限 4月6日(水)
 まで
 ●試験日 4月17日(日)
 ※受験方法、制度など詳しく
 はお問い合わせください。
 ●自衛隊福島地方協力本部白
 河地域事務所 ☎240372

案内

「付加年金」制度

国民年金の第1号被保険者の方が、20歳から60歳になるまでの40年間、月額1万5、100円の保険料を納めると、65歳から79万2、100円の老齢基礎年金が支給されます。この年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、「付加年金」という制度が設けられています。付加年金を受けるとともに、月額400円の付加保険料を納めることになっています。
 付加保険料を納められる方は、次のとおりです。
 ①営業者などの国民年金の第

国保一部負担金の減免基準緩和

市では、「国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する規則」を改正しました。1月1日より適用されましたので、お知らせします。
 ●主な改正内容 国保税を滞納している方については、対象となりませんでした。改正により対象となりました。

該当要件の詳細や申請方法については、お問い合わせください。
 ●本庁舎国保年金課 内2172

重度心身障がい者タクシー運賃及び自動車燃料費助成

重度心身障がい者の方に対して、タクシー運賃・自動車燃料費の助成事業を実施しております。
 対象者は、①身体障害者手帳所持者で肢体不自由、または視覚障がい1級の方 ②療育手帳Aの方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の方となります。タクシー運賃については、1回につき初乗り運賃の額(年間最大30枚)、自動車燃料費については1枚千円の助成(年間最大12枚)です。利用を希望される方は、手帳・印鑑を持参の上申請してください。
 ●本庁舎社会福祉課 内2714

えきかふえ直売所

●日時 2月は毎週水曜日/午前10時〜午後2時
 ●楽市白河 ☎271448

案内

肢体不自由者巡回相談会

●日時 2月22日(火)/午後1時〜3時
 ●会場 中央老人福祉センター「白寿園」(北中川原)
 ●内容 義肢などの処方、診察及び医療相談
 ●担当医師 白河厚生総合病院整形外科 鈴木幹夫部長
 ●持参品 身体障害者手帳及び印鑑
 ●申込期限 2月15日(火)まで
 ※要予約
 ●申し込み・問い合わせ先 本庁舎社会福祉課 内2715

農地転用等の許可権限が、農業委員会に委任されます

農地転用の許可権限(2ヘクタール以下)など、全部で23の事務が県から市に移譲され、4月1日から農業委員会が事務を行うようになります。詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。
 ●農業委員会 内2241

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

平成23年1月1日現在で調製した「農業委員会委員選挙人名簿」を縦覧します。
 選挙権があるのに登録されていない場合は、異議の申し立てができます。
 ●期間 2月23日(水)〜3月9日(水)
 ●時間 午前8時30分〜午後5時
 ●場所 本庁舎選挙管理委員会(5階)
 ●本庁舎選挙管理委員会事務局 内2510

がんばる農業後継者激励金

市では、農業従事者の高齢化や後継者の不足等の状況を踏まえ、平成22年度より農業後継者に対し「がんばる後継者支援事業」として各種支援を行っています。
 農業後継者激励金は、新規就農者及び経営改善のためスキルアップしようとする農業後継者を対象として、激励金5万円を交付するものです。

新規就農者激励金

●対象者要件 就農実績がなく就農後2年以上を経過し、今後も農業を続けることが明らかであると判断される場合
 ●後継者就農激励金
 ●対象者要件 後継者として就農し、次の要件のいずれかに該当する場合
 ①認定農業者の認定を受けた場合(共同申請を含む)
 ②認定農業者の世帯で、家族経営協定を締結した場合
 ③青年農業士の認定を受けた場合
 ④指導農業士の認定を受けた場合

共通

●年齢要件 45歳未満で、専門的に農業に従事し他に恒常的な勤務先を持たない者
 ●住所要件 市内に住所を有していること
 ●本庁舎農政課 内2222

地上デジタル放送視聴のための低所得世帯への支援

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない世帯に対して、支援を行っています。

新しい「高齢運転者標識」

70歳以上の高齢運転者に対して、道路交通法で表示を努力義務化されていた「高齢運転者標識」が、2月1日から四葉のクローバーをモチーフとした新しいデザインとなります。なお、従来の標識も継続して使用が可能です。
 「高齢運転者標識」を表示した車に対し、幅寄せや割込みをした場合は「初心運転者等保護義務違反」に問われます。



●本庁舎生活環境課 内2162